

第8章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範囲にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療など、関係機関との連携は欠かせないものとなります。関係機関、市民、地域団体等の理解と協力を得ながら、一体となって取組を進めていきます。

また、「柳井市総合計画」、「柳井市地域福祉計画」などの各種関連計画の推進と整合性を図りつつ、関係各課との連携を強化して事業を推進していきます。

2 効果的な情報提供の実施

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける上で、地域で行われている各種団体の活動情報や、高齢者福祉に関する公的な制度の情報などが、それを必要とする高齢者に確実に届くとともに、その情報が高齢者のニーズに合致していることが重要です。本市では、情報冊子やウェブサイトでの情報提供に当たり、可能な限り最新かつ正確な情報を分かりやすく提供することに努めます。

こうした取組を通して、本市の高齢者が生き方・暮らし方を自ら決定することを支援し、高齢者がいつまでもいきいきと、安心して暮らせる社会の実現をめざします。

3 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、その進捗状況については適切に管理する必要があります。本市は、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を含む第7期計画の進捗状況や達成状況について、定期的に「柳井市高齢者保健福祉推進協議会」に報告し、推進協議会における評価を通して課題を明らかにします。

評価結果や課題については、市ホームページ等で公表するとともに、以後の本市の高齢者福祉施策に反映させるよう、速やかに改善に向けた取組を行います。